

平成28年度 第2回三重県事業認定審議会議事録

日時：平成28年6月13日（月）14：00～16：00

場所：三重県合同ビルG402会議室

出席委員 小林慶太郎委員、中西正洋委員、小野寺一成委員、神長唯委員、三田泰久委員、豊田由紀美委員、森本かおり委員

配布資料 議事次第、資料1「第209回三重県開発審査会の開催結果について」、資料2「平成28年6月2日付け要望書」、資料3「三重県事業認定審議会における検討課題について」

1 開会

【会長】

平成28年度第2回三重県事業認定審議会を開催したいと思います。前回は委員の皆さんに非常に闊達なご意見いただきました。本日もよろしくお願ひいたします。

ではまず、事務局の方から本日の出席人数の報告等お願ひします。

【事務局】

本日の出席委員は7名です。三重県事業認定審議会条例第5条第2項により委員の過半数出席により本審議会は成立していることを報告します。

【会長】

審議に入る前に本日の議事録署名委員を決めたいと思います。

今回も名簿順で、三田委員、豊田委員にお願ひしたいと思います。よろしいですか。

【委員】

はい。

【会長】

それでは、お二方に署名をお願ひします。

続いて資料の確認をお願ひします。

【事務局】

お手元の資料をご覧ください。議事次第、資料1「第209回三重県開発審査会の開催結果について」、資料2「平成28年6月2日付け要望書」、資料3「三重県事業認定

審議会における検討課題について」となっています。

【会長】

ありがとうございます。

資料3は前回の「宿題」ですが、資料1と2について、どういうものであるかを説明をお願いします。

【事務局】

資料1をご覧ください。

5月11日に開発審査会が開催されましたので、前回の審議会でも開発審査はどうなっているのかのご質問もありましたので、結果を今回ご報告します。

平成28年5月11日水曜日1時半から開催されました審査会の審議内容は、伊賀市が庁舎整備を行う区域は市街化調整区域であり、都市計画法第34条第14号に該当する行為と認められるため、処分庁である三重県から開発審査会に付議を行い、許可を行っても支障がないかどうか審議されました。

審議の結果は、開発審査会から異議なく了承されました。

審議に当たって、委員の中から、3点が主な意見としてあがっています。

起業者である伊賀市に対して要望・意見がありますので、開発審査会は、これを要望事項として開発審査会会長から知事宛に文書がだされ、確実に伊賀市に届くように、市として真摯に取り組んで欲しいということで知事から市に別途、文書で通知されます。

主な意見としましては、

1. 高齢化等が進展している中で、公共交通機関による新市庁舎へのアクセスについて十分な対策を行ってください。
2. 市庁舎移転後の跡地利用については、観光・集客施設等の整備を行うなどして、中心市街地活性化への取組と支援をしっかりと行ってください。また、現市庁舎に替わる中心市街地における防災拠点の整備も検討してください。
3. 市役所の移転に伴い移転地付近の交通量の増加等が見込まれるため、その交通対策を充分に行って、周辺地の安全の確保を行ってください。また、移転地周辺の耕作地へ影響が無いように対策をしてください。

この3点について、開発審査会の要望事項として出す予定です。

翌日の読売新聞伊賀版朝刊には、「開発審査会の結果として、市街化区域に編入した上で市庁舎を建設するのが王道。違法ではないが、違和感があるとの意見や、庁舎移転後の空洞化に対する懸念がでたが、市はもう少しバックアップをして、ちゃんと取り組むようにということで、最終的には許可ができないという声もなく、審査会としては異議なく了承されました。」と報道されました。以上、報告です。

資料2をご覧ください。

6月2日付け〇〇から提出されました。

事業認定審議会の公開の要望書が届いています。

本件は、開発審査会で再度審議してもらえないかという要望とあわせて提出されました。宛先は、県土整備部長と審議会会長になっています。審議会へお伝えさせていただくということで、資料をつけさせていただいています。

内容的は、「情報公開条例では原則公開ではないか。非公開であれば、その理由を明確にすべきではないか。それと、今回は、情報公開条例第43条第2号で非公開としたが、審議妨害や運営に支障が生ずるとは考えられない。」というものです。

【会長】

ありがとうございます。資料1、2についての説明でした。まず、これらに質問はございませんか。

では、要望書についてどう対応するか皆さんに確認したいと思います。

前回、非公開が妥当だと、傍聴を認めた場合の圧力等を感じて、円滑な議論がしづらいいのではないかと、との議論であったかと思いますが、それに対してそんなことはないということで、要望書をいただいた。前回と今回の間で状況の大きな変化はないと思いますが、今回要望書をいただいて変更すべきか、どう対応するかご意見を伺いたい。

【委員】

非公開でいかがか。

【委員】

非公開がよいと思う。開発審査会は公開にしているという理解でよろしいか。

【事務局】

はい。開発審査会ですが、都計法第34条第14号に該当する場合、反対意見がある、なしに関わらず付議しなければならないとなっています。

今回、14号に該当するので付議しましたが、開発者が個人法人の場合については、事業活動の審議になるので非公開で行われます。市町等が申請者の場合については、事業自体公開であり、個人情報がないので、平成20年に「三重県開発審査会の公開に関する指針」において審査会に諮って決定されています。情報の中に個人情報があるかないかで判断がされています。

事業認定審議会では、基本的には、個人情報というよりは、審議に対して、運営、審議への支障という視点が開発審査会との違いかと思えます。

【会長】

なにか、補足等ありますか、

【委員】

やはり、非公開のほうがよろしいのじゃないかと。このままで結構です。

【会長】

判断を変える必要は認められないということで、皆さんよろしいでしょうか。

【委員】

はい。

2 伊賀市庁舎整備事業の事業認定について

【会長】

それでは、前回に引き続き審議をいただきたいと思います。

前回の会議の時に、委員の皆様からもう少し情報がほしいと事務局に対して要望があり、「宿題」があったかと思います。配布資料のうち、土地収用法の抜粋は事前にお送りいただきました。そのほか資料3ですが、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

前回5つほど「宿題」をいただきました。検討課題を資料3にまとめました。

1番目、庁舎を防災拠点としているが、鉄骨造というのは、火に弱いし、通常はRC造が多いように思うが、なぜ鉄骨造なのか。他の事例はあるのか。ということでした。

減価償却資産の耐用年数については、RC造は50年、伊賀市の適用している鉄骨造は38年でございます。ただ、建物の用途や階数に応じて適切な耐火被覆を施すことで、RC造と同様に建築基準法の規定に基づく耐火構造とすることができる。ということで、市としては公有財産管理上、新庁舎の減価償却の考え方は50年と設定しています。

また、伊賀市が発注している設計業者の見解を確認しましたところ、耐火仕様の柱をCFT（鉄骨の柱内にコンクリートを注入する構造、別紙1のとおり）とすることにより、免震構造に必要な水平剛性を確保し、コンクリートを充填することにより強化しており、RCと同等以上の構造安全性・耐久性を確保している。鉄骨造でも、適切なメンテナンスを行うことにより、RC造と同等以上の耐用年数を有することが可能である。計画建物は食堂での火気使用が無いこと、湯沸し室も電気式給湯器を採用するなど火災の恐れが少ない仕様としています。鉄骨造を採用している庁舎の事例は以下のとおりですが、この中でも、習志野市と飯塚市は伊賀市と同じCFT柱にしているとのこと。

2番目ですが、もし仮に事業認定ができず、却下になった場合、伊賀市はどれくらい

の損害を被るのか。現在、基本設計、詳細設計などにおいて、どの段階であるのか。金額を明示してほしいということで、別紙2に現在進めている業務を洗い出しました。上から3番目に伊賀市庁舎建設基本設計・実施設計業務委託が7月15日までの期間で契約しています。基本設計は終わってしまして、現在実施設計の後半でほぼ終わりに近づいていて、合計1億7,294万円が既に発注した業務委託として履行した、履行中のものです。

資料3に戻っていただき、事業認定ができなければ、事業の進捗が大幅に遅れることになり、事業費の財源として予定している合併特例債（約32億3千万円）の発行期限（平成32年3月末）を超過する可能性が高くなり、その場合、有利な財源確保が困難となります。合併特例債については別紙3になります。（3）の3番目、事業期間は、合併特例債の場合、当初、合併年度及びそれに続く10か年度発行することができましたが、東日本大震災により法改正があり、合併年度及びそれに続く15か年度、これは建設計画の変更を行った場合ですが、伊賀市の場合は変更を行っていますので、伊賀市は平成16年11月に合併していますので、平成31年度、平成32年3月まで行えます。

財政措置については、どれくらい有利かと申しますと、対象事業費100%あるとすると、そのうち、95%を合併特例債でまかなうことができます。充当率95%です。その充当率95%に利息含む「元利償還金」の75%を交付税として国から措置があります。もし合併特例債を使えない場合、庁舎建設は一般単独事業となり、充当率が75%となり、普通交付税での措置がないため、合併特例債を使った方が、伊賀市としては財政面での有利な補強になると考えています。

3番目、伊賀市の立地適正化計画にはどのようなことが書いてあるのか。ということでしたが、伊賀市の立地適正化計画は、今年度から着手し、平成29年度に計画策定を予定しているとのことで、現段階では具体的にお示しするものではありません。という回答を得ております。

4番目、人口10万人以下あるいは前後の都市で、機能を分けて成功している事例についてあるのか。成功というのが非常に難しく、評価基準により優劣が異なるため明確に判断することは難しいですが、例えば住民の行政に対する満足度や新市の一体感に対する満足度についても一つの評価基準になると考えます。市町村合併を行った後で庁舎の位置を移転した事例や、移転後の庁舎跡地を新たな賑わい創出の拠点として活用している事例としては別紙4のとおりです。

- ・射水市：人口重心の近くに庁舎を移転しています。
- ・玉名市：国の総合庁舎の近くに移転しています。
- ・いなべ市：新庁舎に移転しています。
- ・海南市：駅近くから、高速道路の近くに移転し、跡地は新しいにぎわい創出に利用されています。

・立川市：立川駅近くから移転し、立地条件のいい元の場所は、立川まんがばーくとして有効利用されています。

・新潟県燕市：新市の中心に移転することで、新市の一体感を保っている。

最近の事例であるので、成功しているかどうか分からない部分はあるが、事例が全くないわけではないことを確認しました。

最後に、伊賀市の景観区域の規制等については、景観法によるものであるか、都市計画法によるものか。ということについて、伊賀市の場合は、景観法に基づくもので、届出については景観法第16条に規定されています。規制という面では、都市計画法によるものより、弱いと考えます。

都市計画区域は県が指定するものに対し、景観計画は伊賀市が制定しているもので、より住民の近いところでつくられています。伊賀市は、景観法が施行されるよりも前から合併前に「上野市ふるさと景観条例」を制定し、城下町としての伝統と風格ある上野らしい都市景観を形成していくためのルールを制定し、景観保全を推進しています。

また、三重県景観計画の届出対象行為について「高さが13m以上のもの」に設定しているのに対し、伊賀市景観計画においては「高さが10m以上のもの」に設定しています。さらに、三重県景観計画の景観形成基準として定性的な基準のみであるのに対し、伊賀市景観計画においては、高さ制限「原則4階以下（絶対高さ15m以下）」を設けています。これは勧告ができるものであります。

伊賀市は景観に対し意識の高い景観行政団体に三重県内で最初になった市町であり、伊賀市景観計画により民間等にも指導を行っているところです。

以上、報告になります。

【会長】

ありがとうございます。前回の質問に対する説明をいただきました。

土地収用法について事前にお送りいただいたので、確認したいのですが、土地収用法によりますと、20条で県知事は事業の認定の申請があったときに4つの要件すべてに該当するときに事業認定をすることができるとなっています。一方、25条で意見ができたときは審議会を開いて、その審議会の意見を尊重しなければならないとなっています。

我々の立場として、20条の4つすべてに該当しているかを検討することが本審議会の立場です。20条の1号については、3条31号の地方公共団体が設置する庁舎に該当することが明らかです。残りの2、3、4号についてご意見いただいて、知事が認定することに対し判断をお願いします。

さきほどの資料3についても、何かご意見ご質問ありませんか。

【委員】

質問に答えていただきありがとうございます。お手数をお掛けしました。

1 番について、防災拠点なのかが気になったのですが、市庁舎は防災拠点となるのだらうと思います。C F Tが強いのはよくわかります。それでも本当は鉄骨造ではなくて R C造の不燃材料でなくていいのかとは思いますが。C F Tなら燃えにくいと思います。耐火被覆を施した耐火構造というのは5時間くらい火災に耐え得るというもので、その間に逃げて下さいというものだと思っています。災害は何が起こるか分からないので、少し気にはなります。

【会長】

1 番の質問に対しては、う〜ん、というところはあるんですが、一応納得という形でしょうかね。

【委員】

メンテナンスすれば耐用年数が延びるのは事実ですが、減価償却38年というのは変りないです。何もしなければ傷んでしまいますし、伊賀市には、しっかり対応してほしいとしか言えないと思います。

【会長】

土地収用法の20条3条では、「適性かつ合理的な利用に寄与する」とありますが、鉄骨でつくることが合理的かどうか論点だったかと思いますが、メンテナンスしていけばということですので、伊賀市には、適正かつ合理的な利用になるように頑張ってもらおうよということ、今の段階で不適正、不合理とまではいかないでしょう。

【委員】

資料の事例についてですが、3については、今からつくるならしょうがないですね。

4は、今の説明にありましたようにいろんな地方都市で合併した後、こんなことが行われているのですねということがよくわかりました。これが、10年後にうまくいくかはこれからですねという感想です。

伊賀市の庁舎の移動予定距離はどれくらいですか。

【事務局】

直線距離で約2.5kmです。

【委員】

成功している事例ではなく、庁舎の移転及び移転後の庁舎跡地を活用しようとしている事例という感じですね。いろんな地方都市が色々やっているのがよくわかりました。

ありがとうございます。立川の最寄り駅は、モノレールですか。

【委員】

立川市役所は、立川駅の近くにあった時は狭かった。これはモノレールの乗車率を上げるためというのもあると思います。それと、市の北側の活性化だと思います。

【委員】

市庁舎等こういう施設をつくる時に、それを拠点にして活性化を図るということであれば、理屈がわかるのですが、伊賀市の場合、開発審査会においても今回は市庁舎周辺を開発しないというのは、不思議な感じがします。

【委員】

いなべ市の場合はかなり山奥ですが、反対意見等はなかったのですか。

【事務局】

事業認定と直接関わっていないので、反対意見等はわかりませんが、ここは東海環状道の（北勢）IC予定地で、防災拠点として活用するとのこと。あと、推測ですが、現在の庁舎は市の端であるので、中心に移動する意味もあるのかと思います。

【委員】

西側は人口密度がかなり低いように思いますが。

【事務局】

地理的に中心ということで、人口重心としては、もう少し南になるかと思います。

【委員】

和歌山もすごいですね。市街地から、山の上に移転している。H29年完成予定なので、まだですが、津波対策でしょうか。

【委員】

20条の2で「起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有すること」については、合併特例債があつて、きちんと返していけるということだと思います。もし、延びて設計をやり直すことになり、（合併特例債の）期限までにできなくなって、合併特例債を逃してしまったら、2号の能力がなくなるんじゃないのかという逆説で、今のタイミングだったら能力を有していると捉えることができると思います。今の計画だったらOKだという捉え方もできるのでないでしょうか。

【会長】

今、合併特例債があるから、20条2号の要件「十分な意思と能力を有している」と。このタイミングを逃したら満たせなくなると。こういった制度を利用することも意思や能力になるのでしょうか。

【委員】

そのとおりだと思います。能力を持っているという意味で、今がチャンスだと思います。ただ、気になるのは、進んでいるから認可しなきゃいけないのは、ちょっと嫌だな、と思います。極めて収用法という厳しい権限を与えるわけですから。

審議会を開催した上での事業の認定は三重県としては初めてなので、今後の先例にもなっていくと思います。進んでいるからではなく、計画的に正しいかどうかを見ていきたい。土地収用という厳しい権限を与えることになるので、住民に対しても無理を強いる権限であるから、進んだから良いというのはちょっと違うと考えます。少なくとも一義的な理由にはならないと思います。

【会長】

規定路線で、進んでいますので追認しましょうというのは、おっしゃるとおりいかなものかだと思います。能力が充分かどうかという点は判断していかなければなりません。そうすると、3号、4号あたりは、抽象的で難しいですが、どうでしょうか。

「適性かつ合理的」な利用については、郊外に市役所を持っていくのがよいのか既存の市街地がよいのか、都市構造は大丈夫かと前回質問がありましたが、資料を見てみると、何をもって成功とするのかの判断は難しいものようです。

また、質問の5ですが、市自身がつくって守ってもらうように言ってきた景観計画を、市が守らないとまずいと判断もあるかだと思います。

【委員】

公聴会の議事録を読んだ印象なのですが、伊賀市景観審議会の会長が、市の持ってきた案、高さが16mだったのでしょうか、これをダメと言った。想像ですが、会長は多分建築家なんのでしょうか。そのあと、もう少し高くてもスリムな案を計画し出していたと思います。それに対し、議事録のトーンからすると、1回ダメと言って自分で（代替案を）つくればいいのか。といった感じがありましたけど、自分としてはちょっと違うと考えていました。行政としては、15mを守って指導することが正しいので、批判はしていません。建築家としては、15mを守るだけでなく、ここに何を建てたらよいかを考えると、会長は、極めて全うなことを行っている印象を持ちます。この場所だったら何が一番良いのかを考えて建てるということを行っている。審議会の会長として行

政としては、ダメだといったことも全うな考え方で、建築家としてはこう計画すればいいと提案したのではないかと思います。

都計法の景観地区ではないので、15mを決めて勧告はできますが、景観法だと高さについては変更命令できないので、本気で制限したいなら都市計画の景観地区を定めるとできるのです。景観法は、強い規制ではないので、高さについて、多少余地を残してあるという意味もあります。

行政的に守らないといけないとの判断はまちがっていないですが、会長の案は個人的には、なかなかよいと思います。資料を見た限りですが、悪くはないと思いました。だからと言ってどっちがいいか、ピタッといけるかは分かりませんが。

【会長】

要望書や意見書がでてきているので、迷いなくスパッと文句なしということはなかなか難しいと思いますが、決めていかなければいけませんので、「適正かつ合理的な利用に寄与する」、「公益上の必要がある」といった点に対する皆様のご判断、もしくは、その点を判断するにあたって、質問等あれば、お願いします。

【委員】

個人的には、移転地で問題はないと思います。自分の中では、市役所中心とした市街地活性化計画は、ちょっと違うというか、考えられなくて。逆に地震や災害が起こった時に支援物資の受け入れ等を考えると、庁舎をより安全なところに建てたいというのもしなべもそうですが、高速の近くに行きたいというのもよくわかります。伊賀も旧上野市だけでなく青山など含め広域的に考えると、今の段階で高速が名阪しかありませんし、もっとも名阪は自動車専用道路ですが、伊賀甲賀忍者道路も開通すれば別ですが、まだです。今の段階では、名阪しかない。

他の市役所の事例で、その庁舎は鉄骨造でしたが、最上階にレストランをつくらうとしたところ、周囲の商店街が廃れるからと反対があり、つくらなかつたらしいのですが、それでもなお、周囲の商店街は廃れました。当時、周囲には新しいお店ができましたが、高層のためにエレベーターで降りるのに時間がかかって昼休みの時間帯に人が流れませんでした。また、夜は、職員は近所で飲めないで、さびれるんですよ。役所があるから賑わうわけではなくて、上野中心街はすごくいい観光アイテムがあるので、市役所に固執していることに逆になんでかなと思います。坂倉準三さんの庁舎を保存しようとして一生懸命活動している方もいる中で、何かもっと違うアイテムであそこ（現在地）を活性化できないのか。個人的には、市役所があるからといって街がにぎわうとは思わないです。

【会長】

そう考えると、反対意見にも十分な合理性があるとまでは言えないと考えられると。(現在地は)市の他の事業でもいいのではないかと。他の方は何かありませんか。

【委員】

伊賀市は県庁舎の近くに行くから連携しやすいので意味があると言っているが、実際の立場としては、市役所が近くにあるとやりやすいものなのですか。

【事務局】

地域連携部では、各地域の防災拠点として、地域防災総合事務所があります。業務的には、防災関係の業務が多いです。昔は振興事務所として市町の業務がウエイトを占めていたが、伊勢、紀州では振興の面もまだ残っていますが、伊賀は防災となっており、防災のウエイトが大きいです。今回の熊本地震を見ていると、機能がどこまでダウンするかわかりませんが、災害時に支援していくことを想定すると、走っていくことを念頭におくと、近くのほうがいいもかもしれません。

実際に庁舎が使えないと行政機能がなくなります。災害がいざ起こると、どんな機能がないのかわからないため、現在ではプッシュ型支援となっています。熊本地震の現地応援職員の報告においても、支援物資の分別するスペースがなかったと。そういう時に仕分けをするにしても、市町に対して他機関が支援する際には、近いほうがよいと思われれます。市庁舎が近くにあって、マイナスのことはないのかと思います。

また、移転地比較資料をご覧ください。市庁舎と県庁舎の駐車場を合わせて3万㎡を超えますので、災害等があった場合、一つの拠点になりうると想定されています。

【会長】

災害時はそのとおりかと思います。平時はどうなのでしょう。

【事務局】

私ども県土整備部の業務においては、道路事業、河川事業等を行うにあたり、市町との協議はあります。近いと移動時間は少なくて済むが、遠いからできないものではありません。時間の短縮にはなるかとは思いますが。

また、住民目線から見ると、児童相談は、県の業務ですが、市民の方が身近な保健や健康等においては市の担当となっており、スピードが求められる業務なので近くにあることは利点になります。警察署も近くにあるので、DVに対する対応等には利点があるかとは思いますが。

そして、道路で何かあったときの問い合わせの際に、25年度は84件、26年度に82件要望がありましたが、一般の方は、県道・市道の管理者がわかりにくいいため、あちこち行くことがなくなるので、市民の方にとっても、市・県の庁舎が近いほうが煩わ

しきは少ないと思います。

【委員】

保健所は県の業務で、県庁舎の中にあるのか。

【事務局】

はい。

【委員】

確かに一般の人からみると、県の仕事なのか、市の仕事なのか分かりづらい。一緒の方が便利です。合理的。

【委員】

ワンストップでってことですよ。

【委員】

今更のことですが、中心市街地に位置している小学校や中学校等の公共用地で各施設の建替えをローリングして行えれば、良かったと思います。と言っても、もう県も（中心市街地から）でてきているからしょうがないかなあ。

【委員】

庁舎の位置の話ですが、伊賀市は、お城をもっと大事にすべきだとは思っています。

【委員】

改めてなのですが、新庁舎の周辺の液状化は大丈夫なのですか。

【事務局】

液状化については、反対者からも「『沢』がつくところは水がでるところだから」という地名の由来も込めて指摘がありました。伊賀市が地質調査もして、確認は済んでおります。平成27年11月に日建設計から「伊賀市新庁舎基礎構造に関する回答」がでています。「液状化が懸念されるとのことであるが、建物構造には全く支障はないか。」という問いに対し、「液状化が懸念されるのは、表層地盤です。支持層そのものは、大地震時においても液状化しないため、全く支障はございません。」とあります。

ここは、支持層までかなり近いので、特別な基礎、パイルなどを打たなくても岩着すると確認が取れています。伊賀市市議会においても、一点だけ液状化する危険が高いと判定されている地点があります。「伊賀市新庁舎敷地の液状化の検討」によると、No.

8地点は、液状化危険度が高いと判定されていますが、地質調査をした共同技術コンサルタントに確認したところ、盛土をすることで、数値上クリアしていると検証されています。

【委員】

敷地内はわかりました。周辺はどうなのでしょう。

【事務局】

周辺、道路についても反対者から指摘があり、同じように盛土もしてあり、敷地と同じような形状ということで、調査まではしておりませんが、同等のものであると市の方で確認しています。

【会長】

表層は若干液状化する可能性があるとはありますが、建物は大丈夫であると。もっとも表層が液状化したら、たどり着けない可能性はありますが。

【委員】

都市計画の観点から言うと、やっぱりいい案とは思えない。

人口減少の時代、コンパクトシティが謳われ、もっとも国のいうことが正しいとは限りませんが、10万人から9万、8万人に減少していく超高齢化社会が見えている時に、中心市街地から移転し、周辺を市街化させないと言っています。移転しながら既存庁舎は壊すなど、うまく理解できない。通常、(市役所等を)移転するときは、周辺を市街化促進して、新しい活力にし、イオンや小さいながらも新駅があるので、新拠点をつかって、中心市街地とツインで行っていくならストーリーとしては分かりますが、そういうことをしないとやっている点が理解できない。伊賀市のことが心配になってしまう。

心配してもしょうがないのであれば、市庁舎移転は、地方分権の時代ですので、市の責任で、自主性を尊重して自立していくなら口だしはできないと思います。法的には問題ないのですが、県に持ってくるのがなかなか納得いかない。自らで判断すべきものであろうと思います。

今回の事業認定において、県の資料をみると、反対意見の中心市街地や周辺道路の意見は判断基準外なんですよね。移転地の敷地についてが問題になるようで、この法律の趣旨となっているようです。中心市街地や周辺道路については、市が考えることであるということなので、収用法としては関係ないと、法的にはこれでよいのかと思いますが。都市計画の立場では、現在地と比べていいとはいえないですね。市町が自立的に行うんだというなら、私が心配するものでもないのですが、都市計画の観点からみると賛成とは言えない。

先ほどの議論の中で、市役所があればいいというものでなく、他に機能が必要だいうのはおもしろかったです。他の機能を見つけ、現在はプラス市役所が必要なのもかもしれませんね。伊賀市総出で一拠点をつくるくらいのことが必要になるだろうと思います。

【委員】

移転反対の方は、移転後庁舎を壊すと言っています、逆に、それに反対する人もいて、庁舎を保存するように運動している人もいます。結局、誰かが手を打たないとずっと何もできない状況で結局合併特例債を使えなくなるじゃないか。4要件に当てはまっているかを判断するしかないと思います。

【会長】

すべての人が満足する結論は、もはやありえない状況だと思います。我々は、市からの申請があるので、4要件に該当するかを粛々と判断する必要があります。地方分権であれば、市が自分で判断する、それもその通りだと思います。市としては、市議会でも決議しまして、市長もそうだと。一方で住民投票は票数が足らず不成立、逆に言うと住民投票するまでもないよと。形として市民が議会にゆだねたことになるのであれば、市の意思としては移転がはっきりしている。法律上、審議会を開催しないと移せませんので、地方分権の趣旨から言うと、もしかすると市も自分たちの意思だけでしたいのかもしれないが、手続き上、審議会で判断いただくしかない。

ということで、20条の3号、4号の適性、合理性について、若干クエスチョンがつくことがわかりました。が、それをもって絶対ダメと言えるかどうかですね。公益上の必要について、例えば県庁舎が近いことは連携がしやすくメリットはあり、現在の庁舎で機能を果たしきれないということで、一定の理由があることは見えてきました。

【委員】

前回の資料の理由書案をみますと、4項目のうち、3-2代替案の比較について、定性的にしかつけようがないんですが、郊外行政エリアと中心市街地観光エリアの機能分担はいいと思っています。ここでは意見が分かれるので、甲乙つけがたいと思います。(合併特例債の話で)今なら十分な能力はあるというのもそうだと思います。また、1億7,200万円の埋没コストが発生するというのは、気になります。それを優先順位の3番か4番くらいで気にしたい。私は、伊賀の計画は総合的な観点から、認めたほうがよいと思います。反対者、中心市街地に(市役所を)残してほしい人たちが市役所移転によってダメになったと考えないように、伊賀市は中心市街地の活性化の対策をしてほしいと意見を附記したいと思います。

【委員】

附帯意見を出すのであれば、1番にコンパクトシティから外れるのではないかと書いたことを書いてはどうでしょうか。

【委員】

中心市街地、イオン、新庁舎の駅とある中で、伊賀鉄道を低料金でLRTとして進めるとの決意があれば都市として面白いですし、リアリティがでてきます。それが無理なら、BRT等のバスを10分に1本とか空間的にも一体的とする決意がほしい。

また、ソフト的にも中心市街地に残された高齢者のことを考え、窓口業務を残すとか、旧役場にも同様に窓口業務を残すことも附帯意見としたいと思っています。

現実的に、高齢者が車を使えるのか、コミュニティバスも1時間1本だと新庁舎を利用することは難しいのでちゃんとケアして欲しい。市に強い意志があると面白い展開になると思います。

イオンや新庁舎が新しい街になって、現在地は観光で街になっていけば面白い。新庁舎周辺を市街化しないというのは理解しがたく、心配でもあります。

【会長】

留意点として、附帯意見をつけて最終的に回答するということになるかもしれませんね。

【委員】

附帯意見はどういう位置づけになりますか。条件になるのか、助言になるのか。

【事務局】

法律の条件にはならないが、審議会の意向として示されるので、市に対して県知事を通じてですが、真摯に受け止め、結果をお示してくださいという形は可能かと思われま

す。答申は、審議会から県知事に、起業者・市長に対して十分伝えて欲しいとの形になり、知事から市長宛文書を出して、通知する形になります。

【委員】

それに対して、市長から回答書はでてくるのか。

【事務局】

求めれば、市から回答もでてくると思います。審議会の責任において、ちゃんと伝えて欲しい、回答をお願いしたいといえ

【委員】

個人的には、認定やむなしと思っていますが、公益性が人によって異なるので、附帯意見をつけ回答したい。現時点では、3、4号をどうまとめていくかだと思います。

【会長】

皆さんの意見としては、事業の認定は、やむなしというところでしょうか。

適正かつ合理的な利用について、若干懸念もあるので、そのようにならないように知事から、十分な配慮をしていただけるように市長に言っていただきたいと。知事に認定の際に起業者に伝えて、求めていただくということをお願いします。附帯意見になるのかなというところですね。

【委員】

附帯意見をつける形については、私も賛成です。三重県開発審査会でも色々な意見がついていましたし、附帯意見を数多くつけるかは別として、できる限り意見をつけるということがよいと思います。私自身、結論は決めています。

【会長】

法的には瑕疵はなさそうだが、審議会の声としては伝えていくというところでしょうか。

収用法の3号、4号については諸手を挙げて賛成ではないですが、比較衡量の結果、不適正かつ不合理、あるいは全く公益性が認められないとは言いづらいので認めていくのかなと。ただ、先ほどからのことを附帯意見としてつけていくのかなと。今までのご意見が最大公約数となりそうですが、審議会としてよろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【会長】

最終的には知事に答申を出しますが、一先ずたたき台が無いと議論しづらいかと思えますので、答申書案を作成し、お送りして、それをベースに次回、議論させていただくという形でもよろしいでしょうか。その上で、最終的な答申を固めるという形でもよろしいですか。

【委員】

附帯意見込みですか。

【会長】

もちろん。

【会長】

皆さんから、ほかに論点等あれば、どうぞ。

【委員】

新駅と新庁舎の距離は近いですね。

【事務局】

約600m～700mくらいです。

【委員】

実際に上野の人たちに話を聞く機会があったのですが、「まだやってるの」といった反応でした。もう決まったと思っていた人もいて、何も言わない人たちはもうとっくに進んだか、なくなったと思っていたり、反応に温度差があります。

【委員】

中心からなくなることで、スペースが開発されるときに中心に必要なものをしっかり考えることが大事だと思います。防災のために空間をつくることもあるのかと。窓口機能、防災としての機能等が大事なところかと思えます。

【委員】

観光で人がたくさん来るわけなので、防災的な余白を含めて考えたいと思います。

【会長】

跡地利用について、追加資料があるようですので、事務局お願いします。

【事務局】

跡地利用をしっかり考えていくべきという中で、伊賀市は平成27年11月6日から「伊賀市の賑わい創出検討協議会」を立ち上げ、跡地利用を検討しているところです。平成28年3月にランドデザインが示され、協議会での意見が市に答申されています。4つある中で、主案・北庁舎跡に複合施設を新築し、南庁舎解体除去する。主案と副案では、南庁舎をどうするかが大きく違うのかと思えます。新しい機能としては、図書館と集客機能で案として答申しています。お城がある中心市街地を盛り立てていくためにどういうことをするのか中心市街地推進課で検討しています。協議会には、学識経験者がいらっしや、庁内外の意見を吸収しながら立案されています。

【委員】

主案と副案で何が違いますか。

【事務局】

(伊賀市が) 3点押し出し式と言っているもので、芭蕉記念館と図書館と現庁舎を移転します。今は図書館は別のところにあり、芭蕉記念館はお城の中にあり、それぞれ老朽化していますので、図書館を跡地に持ってきて、図書館の空いたところに芭蕉記念館を持っていく案が市のまちづくりとして動いています。それぞれ、図書館をそのままにする等差異はありますが、大枠としては、現市役所の跡地をどうするのが目的になっています。

【委員】

それは、市民参加ですすんでいますか。

【事務局】

はい。そうです。

【委員】

図書館だと、ツタヤさんが運営しているようなものだと、図書館らしくなくおしゃれでいいと思います。

【会長】

観光で訪れた方がちょっと寄れるような図書館だといいですね。あくまで、参考としてということで。

他にどうでしょうか。審議会の答申に加えるものではありませんか。

【委員】

公益性は、フuzzyな概念なので、きちんとしておかないと不安があります。文言をしっかりと精査したいです。

【会長】

具体的には、どのようにしたいですか。

【委員】

公益性は人によって捉え方が違うので、誤解の恐れのないようにしたいです。

【会長】

方向性はでてきた感はありますので、本日いただいた意見を踏まえ、答申案を作成し、皆さんにお送りしたいと思います。

終わりの時間も近づいてきましたので、議事次第3番の「その他」に移ります。事務局から何かありますか。

以下、事務連絡

【事務局】

事務連絡ですが、全員に事務局から今日の議事録を全員に送付しますので、ご確認をお願いします。署名は、三田委員と豊田委員をお願いします。本日お配りしました第1回議事録と同じようにまとめる予定です。

次回の日程ですが、6月27日1時半から合同ビルG402、本日と同じ場所です。

第1回の議事録を配布しましたが、審議終了後に議事録公開（対象）になります。議事録は、開示請求があれば公開となります。

【会長】

それでは、以上をもちまして、第2回の事業認定審議会を終了します。

16:00 終了